

記者発表事項（個別公表）

令和8年8月5日

件 名	国民健康保険税の賦課誤り				
発生(判明)日	令和8年7月22日				
個人情報漏えいの有無	有	無	うち、マイナンバー 関連の有無	有	無
金額、件数等	下記①により保険税が減額となる世帯 合計 △9,687,800円(188世帯) 下記②により保険税が増額となる世帯 合計 641,000円(30世帯) 同②により保険税が減額となる世帯 合計 △537,700円(14世帯)				
概要	令和8年度国民健康保険税の納税通知書を送付した後に、被保険者からの問い合わせを受け調査したところ、下記の二つの対象世帯について、事務手続きの誤りにより正しい保険税の軽減判定が行われず賦課誤りとなっていることが判明しました。 ①非課税収入の課税情報の処理もれにより軽減判定が正しく適用されなかった。 ②国保世帯内に後期高齢者医療制度への移行者（以下「旧国保被保険者」）がいる場合は、この旧国保被保険者を含めて保険税の軽減判定を行う必要がありますが、死亡等により本来は除外しなければならない旧国保被保険者の一部の除外処理を正しく行っていなかったために軽減判定を誤った。 ①の対象世帯 188世帯 保険税の減額対象額（令和8年度） 合計 △9,687,800円 ②の対象世帯 44世帯 保険税の増額対象額（令和6～8年度） 合計 641,000円(30世帯) 保険税の減額対象額（令和8年度） 合計 △537,700円(14世帯)				
対 応	非課税収入該当者の課税情報及び旧国保被保険者の原因発生日をシステムに正しく入力し、税額が変更となった世帯の皆様にお詫びの文書とあわせて税額変更通知書を送付します。 また、増額となった被保険者の方には直接連絡し、謝罪とともに丁寧に説明したうえで、税額変更に伴うご相談等をお受けした場合はきめ細かく対応します。				
原 因	・①については、収入の無い被保険者も原則として申告書の提出が必要ですが、これまでは当初課税に間に合わせるため非課税収入の課税資料に基づき処理を行っていました。この事務引継ぎは行われていたものの新担当者が業務内容を十分に理解できておらず、また、係内の担当者同士及び係長等の上司と情報共有しながら業務を実施する体制が構築できていませんでした。 ・②については、当初課税業務における業務マニュアルはありましたが、令和5年度のシステム変更後に適切に処理するための詳細な手順書への更新作業ができておらず、係内で業務の実施状況を管理する体制が確立できていませんでした。				

再発防止策	・既存の課税業務に係るマニュアル作業一覧を見直し、現行システムに対応した詳細版を作成し、係全体で情報共有しながら相互チェックできる体制を作ります。また、全ての業務が終了した後に課税業務実施報告書を作成し課長決裁を受けます。 ・①についてはさらに、当初課税前に前年度非課税収入者に対し申告案内文書を送付し、申告書に基づき確実に課税情報を取り込むようにするとともに、その後の未提出者について課税資料等による処理を行うこととします。また、この処理については、10月に移行予定の標準システムへの非課税収入データの直接取込みについてシステムベンダーと調整を進めます。 ・②については国保窓口での受付時に担当者と係長が死亡等による原因発生日の入力を確認します。あわせて、毎月、異動処理担当者が月末の処理時にバッチシステムを実行し、異動者の一覧表を出力しもれがないか二重確認します。
問合せ先	市民環境部 国民健康保険課 賦課係 電話番号：２２－７０５７（内線２５１２）